中野町甲和会と学校法人工学院大学との防災・減災対策の相互連携に関する基本協定

中野町甲和会(以下「甲」という。)と学校法人工学院大学(以下「乙」という。)は、地域における防災・減災対策に関し相互に連携を図ることを合意し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 この協定は、甲及び乙が、防災・減災対策に関する相互の連携協力のもと、乙(八王子キャンパス)を地域防災拠点とし、安全で安心して暮らせる地域社会の形成、防災・減災に関わる人材育成等を図り、地域防災力の向上に寄与することを目的とする。

(相互連携)

第2条 前条に規定する相互の連携協力(以下「相互連携」という。)は、次に掲げる事項について行うものとする。

- (1) 防災・減災対策の推進に関する事項
- (2) 防災・減災の研究に関する事項
- (3) 防災・減災に関わる人材育成(ひとづくり)に関する事項
- (4) 大学を地域防災拠点とした地域防災体制づくり(しくみづくり)に関する事項
- (5) 災害発生時の応援協力に関する事項
- (6) その他地域における防災・減災対策に関し必要な事項

(協議)

第3条 相互連携の具体的な内容については、甲乙協議の上定める。

2 この協定に定めのない事項及びこの協定に定める事項で疑義が生じたものについては、甲乙協議の上定める。

(有効期間)

第4条 この協定の有効期間は、この協定の締結の日から平成25年3月31日までとする。ただし、期間満了3ヶ月前までに甲乙いずれかから協定の解除の申出がないときは、期間満了の日の翌日から1年間延長するものとし、以降も同様とする。

この協定締結の証として、本協定書2通を作成し、甲、乙記名押印の上各1通を保有するものとする。

平成 25 年 2 月 19 日

甲 中野町甲和会

乙 学校法人 工学院大学